原則5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議 決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業 の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1.機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである11。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。こうした公表は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性を高める上で重要である。

ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてより的確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。

5-4.機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議 決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や 当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使す べきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、 議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用し たのかについても公表すべきである。